

快適トイレの計上の見直しについて

- 平成29年度より、県発注の工事において快適トイレを実施している。
- 国は、最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
(設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定)
- 県内の実態も踏まえ、国にあわせ、要領を見直したい。

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R3年度
快適トイレ	円/基・月	51,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上(102,000円)可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

対象工事は従来通り

- ① 当初設計額30百万円以上の工事
- ② 当初設計額30百万円未満で受注者の希望があった工事
- ③ 災害発注工事で受注者の希望があった工事

ただし、営繕工事以外の工事で、工場製作などの屋内作業が主となる工事等や現場環境改善費対象外の工事を除く。